

# 滞納を厳しく処分します

tax information and news



**納** 期限までに完納していない人には、早期の完納を促すための督促状を送り、その後も滞納が続いているときは文書や電話などで納付の催告を行うことがあります。それでも納付されない場合は、勤務先や金融機関などに財産調査を行い、差し押えなどの滞納処分を行います。差し押えした財産は取立てや公売により換価して未納の町税に充当されます。

## ▶滞納整理の流れ



## 滞納処分のQ&A

**Q** 滞納者本人の同意無しに差し押えは違法ではないの？

**A** 法律(地方税法第331条など)では、「督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さなければならない」と規定しています。差し押えは事前連絡や同意を必要としない、正当な行政処分です。

**Q** 役場職員は差し押えを行う権限を持っているの？

**A** 役場で賦課徴収の事務を行う職員は、地方税法の規定により「徴税吏員」になります。徴税吏員は税務署職員などと同様に法令に基づく滞納処分を自らの判断で執行できる権限を持っています。

# 不動産合同公売を開催

tax information and news

**町** では、町税などの滞納処分として差し押えられた不動産を、公売(売却)します。今回は農地2件が公売対象で、売却代金は町税に充てられます。公売について詳しくは、町のホームページ、または役場税務課までお問い合わせください。



▲町ホームページ



▲公売農地「邑楽-2」

## ▶公売保証金納付期間

11月1日(月)~11月19日(金)

## ▶入札期間 11月8日(月)午前9時~

11月19日(金)午後5時

※窓口での受け付けは土・日曜日、祝日を除きます。

## ▶入札場所(入札書等提出先) 役場税務課

▶開札日時 11月24日(水)午前10時

▶開札場所 役場2階201会議室

※追加入札の場合は11月25日(木)午前10時から。

※農地買受適格証明書が必要です。

邑楽町の不動産公売物件

区分番号	所在地	財産の種類	見積価格(最低公売価格) 公売保証金
邑楽町-1	石打487番3	土地 畑 665㎡	383,000円 40,000円
邑楽町-2	石打669番1	土地 畑 859㎡	186,000円 20,000円

不動産合同公売についての問合せ 役場税務課 ☎47-5014

[Close Up]

忘れずに必ず納めましょう

# 私たちの暮らしを支える

tax information and news

# 税

**町** は、福祉、教育、道路整備、ごみ処理など、町民の皆さんの日常生活に密着したさまざまな行政サービスを提供しています。町税は、これらの行政サービスの貴重な財源として使われています。町税が正しく納められていないと町の財政が圧迫され、私たちの生活に支障を来す恐れがあります。町税は決められた期限内に必ず納めましょう。

## 主な町税の種類

- 町県民税 …… 町内に住所を有する人に課される税。
- 固定資産税 …… 町内の土地や家屋、事業用の資産に課される税。
- 軽自動車税 …… 軽自動車などの所有者に課される税。  
(種別割)
- 国民健康保険税 …… 国民健康保険の被保険者がいる世帯に課される税。  
など



# 税の納付は期限内に確実に

tax information and news

**町** 税は種類ごとに納める期限が定められています。期限までに納付がされない場合、その日数に応じて法律で定められた割合で延滞金が増算されます。納め忘れを防ぐためにも、口座振替などの利用が便利です。



## 納付に便利な2つの方法

### 口座振替で

納期限に自動的に引き落としになるので、納め忘れがなくなります。また、役場や金融機関に行く手間も省けるため便利です。口座振替は、一度申し込みをすれば、翌年度以降も継続します。

※口座の引落は、受付した日の翌月の納期から始まります。

### ▶申込方法

通帳と通帳届出印を持参し、近隣の取扱金融機関または役場税務課の窓口へ申し込む

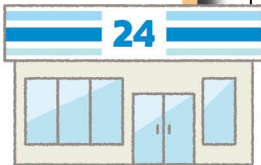


### コンビニやスマホで

全国のコンビニエンスストアの他、スマートフォンアプリのPayPayやLINE Payの残高から納付できます。場所や時間を選ばずに納付ができて便利です。

▶納付書が次のような場合は取り扱いができません

- ・1枚の税額が30万円を超える
- ・金額訂正や延滞金がある
- ・バーコードの印刷がない
- ・使用期限を過ぎている
- ・バーコードに傷や汚れがある



## 納税でお困りのときは相談を

失業などやむを得ない事情により期限までに納付が困難、または一括納付が難しい場合には、納税相談を受け付けています。

問合せ▶役場税務課 ☎47-5014

※事前に相談日時をご連絡の上、ご来庁ください。